

企業版2°C目標ネットワーク設立規約

第1条（ネットワークの目的）

企業版2°C目標ネットワーク（以下ネットワークという）は、2°C目標に整合的な目標設定を検討する企業、目標設定を行った企業、目標達成のためのソリューションを提供する事業者の間でのコミュニケーションを活発化させ、企業版2°C目標に取り組む企業を増加させるとともに、脱炭素経済と企業の成長を推進することを目的とする。

第2条（規約の適用）

この規約（以下本規約という）は、ネットワークの活動（第5条に定義）及び、ネットワーク会員（第4条に定義）間及び、ネットワーク会員とネットワーク事務局（第3条に定義）との関係の一切に適用される。

第3条（ネットワークの運営）

- 1 ネットワーク運営はネットワーク事務局（以下事務局という）が行う。
- 2 事務局は環境省地球温暖化対策課または環境省地球温暖化対策課から委託を受けた事業者が担当する。

第4条（ネットワーク会員）

- 1 ネットワーク会員は、「目標設定会員」と「支援会員」に分類され、この2分類の会員を総称してネットワーク会員とする。
- 2 「目標設定会員」は、次の各号の会員要件に適合する企業で、本規約に同意することを記した所定の申請書を事務局に提出し、事務局が参加を認めた企業を会員とする。

(1) 下記の参加コミットメントに同意すること。

<企業版2°C目標ネットワーク目標設定会員コミットメント>

企業版2°C目標ネットワークに参加する目標設定会員は、パリ協定が開始される2020年を目指して以下の取り組みを実施する。

- ・ 目標設定会員は、2°C目標に整合的な中長期の削減目標の設定を目指す。
- ・ 目標設定会員は、気候変動をビジネスの機会と認識し、解決に資する事業展開を目指す。
- ・ 目標設定会員は、バリューチェーン全体の排出量の削減を目指し、企業間での課題の共有、連携、解決策の検討を行う。

(2) 原則として日本に本社を有する大企業に該当する企業であること。ただし環境省の中小企業の目標設定支援に参加する企業など、事務局が認めた中小企業等は参加可能とする。

(3) ネットワーク会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。

3 「支援会員」は、次の各号の会員要件に適合する企業又はその他法人で、本規約に同意することを記した所定の申請書を事務局に提出し、事務局が参加を認めた企業又はその他法人を会員とする。

(1) 下記の参加コミットメントに同意すること。

＜企業版2°C目標ネットワーク支援会員コミットメント＞

企業版2°C目標ネットワークに参加する支援会員は、企業版2°C目標達成に資する再省蓄エネサービスの提供を目指し、目標設定会員との交流を通じて以下の取り組みを実施する。

- ・ 支援会員は、排出削減を目指す企業に対して、有効で経済合理性のある再省蓄エネサービスの提供を目指す。
- ・ 支援会員は、関連サービスの提供にあたって、地域資源の有効活用や地域環境の保全に最大限努める。

(2) 再生可能エネルギー、省エネルギー、蓄電等の蓄エネルギー等（再省蓄エネ）の関連ソリューションを専門に扱い、企業の削減目標達成に資するソリューションを提供できる事業者であること。

(3) ネットワーク会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。

第5条（ネットワークの活動）

- 1 ネットワークは、企業間で2°C目標に整合的な目標設定や目標の達成に向けた取り組みに関する課題を共有し解決策の検討を行うとともに、情報発信を行う。
- 2 前項の検討のため、事務局からの最新の関連動向等の情報提供や企業の取り組みの紹介、ソリューション提供企業の活動紹介等のための勉強会を開催する。
- 3 事務局は、ネットワークの活動内容や、ネットワーク会員の設定した目標、ソリューション等について環境省WEBサイトを通じて情報発信を行う。
- 4 ネットワーク会員は、勉強会での情報提供やWEBサイトでの情報発信について、可能な限り事務局に協力する。
- 5 ネットワークの活動については、事務局により年度毎に見直しを行う可能性がある。

第6条（権利の帰属）

- 1 ネットワーク会員の情報発信に関して、ネットワーク会員から提出された資料等の著作権については、提出者に属するものとする。ただし環境省WEBサイトにおいて公開された情報については、環境省ホームページの著作権に関する規定に則り、原則として二次利用を許諾されたものとして扱う。
- 2 環境省WEBサイトにおいて公開するネットワーク会員が著作権を有する資料等について、二次利用を許諾しないものについてはネットワーク会員から事務局に申請し、事務局が認めたものについては二次利用を許諾しない掲載物としてWEBサイトに掲載する。
- 3 事務局からネットワーク会員に提供された資料等の情報については、第三者が権利を有するも

のを除き、環境省または環境省から委託を受けた事業者に属し、ネットワーク会員は非独占的使用権を許諾されるものとする。

第7条（秘密の保持）

ネットワーク参加によって、他者から秘密情報として指定された情報を得た場合は、自社の規定や法令に沿って秘密の保持を行う。

第8条（担当者・参加者）

- 1 ネットワーク会員は、事務局の定める方法により当該会員における担当者を届け出る。
- 2 ネットワークの活動に関する参加者の資格は、会員である法人の役員又は職員である者に限るものとする。ただし、担当者から第三者の参加について申し出があつて、事務局が認めた場合はこの限りではない。
- 3 ネットワークに関する参加者の行動については、所属する会員である法人が一切の責任を負うものとする。

第9条（変更の届け出）

ネットワーク会員は、事務局に届け出た法人名や担当者等の登録情報に変更が生じた場合、速やかに事務局に届け出るものとする。

第10条（費用負担）

- 1 ネットワークへの参加に関わる費用は、無料とする。
- 2 ネットワーク会員のネットワークに関する活動内容の実施に要する交通費等の一切の実費は、自らが負担するものとする。

第11条（免責）

- 1 ネットワーク会員は、当該会員自らの活動内容の実施についての行為とその結果について一切の責任を負うものとし、事務局に活動内容の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し何らの保証も求めない。
- 2 ネットワーク会員は、当該会員自らの活動内容の実施に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。

第12条（ネットワーク会員資格の取り消し）

ネットワーク会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局は催告なくネットワーク会員としての資格を取り消すことが出来る。

- (1) 事務局や他の会員に対して虚偽の事実を申告した場合。

- (2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特別調停その他倒産関連処方に基づく申し立てを受け、又は自ら申し立てた場合。もしくは、私的整理を開始した場合。
- (3) ネットワークやその活動内容の名誉又は信用を著しく損なう行為があったと認められる場合。
- (4) 本規約の重大な違反行為があった場合。
- (5) その他、事務局が会員として適当でないと判断した場合。

第12条の2

- 1 ネットワーク会員は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 ネットワーク会員は、第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計または威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
- 3 事務局は、ネットワーク会員が前各項に違反し、または第1項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、ネットワーク会員として不適切である場合、何らの催告なしに直ちにネットワーク会員の資格を取り消すことができる。
- 4 事務局は、前項の規定によりネットワーク会員資格を取り消した場合、相手方に損害が生じても、何らこれを賠償または補償することを要しないものとする。

第13条（退会）

ネットワーク会員は、事務局に退会を申し出て事務局から認められた場合、ネットワークの退会をすることが出来る。

第14条（規約の変更）

- 1 事務局は、ネットワークの運営上必要が生じた場合、予告なく本規約を変更することが出来る。
- 2 事務局は、規約を変更した場合ネットワーク会員に速やかに周知する。

第15条（準拠法、合意管轄）

- 1 活動内容に関する準拠法は日本法とする。
- 2 活動内容に関するネットワーク会員と事務局との間の争いについては、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（信義誠実）

本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、ネットワーク会員、事務局共に誠意をもって協議し、信義に則して解決する。

附則

本規約は平成30年6月27日に制定され、同日より実施する。

以 上